

知的財産 支援活動だより

特集

令和6年能登半島地震に関する 「特許出願等復興支援制度」について



トピックス

12月までの支援活動
(東北会・関東会・東海会・関西会・四国会・九州会)

目次

特集 令和6年能登半島地震に関する「特許出願等復興支援制度」について

知的財産支援センター 副センター長 福田昌弘 5

1.11月までの支援活動

東北会

令和6年度みやぎ知財セミナー

東北会 藤田正広 8

関東会

「知的財産特別授業」2024「青少年のための科学の祭典」東京大会 in 小金井

関東会 知財創造教育支援委員会委員 美川公司 9

「知的財産特別授業」東京都立杉並高等学校

関東会 知財創造教育支援委員会委員 小屋迫利恵 10

東海会

令和6年度長野県よろず支援拠点、長野県産業振興機構、
商工会議所及び INPIT 長野県知財総合支援窓口 合同研修会

東海会 長野県地区会 地区会長 國井久美子 11

週末パテントセミナー2024in 静岡（静岡会場第2回）

東海会 静岡県地区会 運営委員 長谷部善太郎 12

第2回休日パテントセミナー2024in 名古屋

東海会 知的財産権制度推進委員会 佐野朋子
松浦弘 13

愛知県図書館主催「創業支援知財活用セミナー」

東海会 知的財産支援委員会 熊崎誠 14

週末パテントセミナー2024in 静岡（浜松会場第3回）

東海会 静岡県地区会副会長 加藤光宏
地区副会長 村松亮子
運営委員 居藤湖都
神谷直慈 15

沼津工業高等専門学校での知財紛争劇	東海会 教育機関支援機構 運営委員	中島貴志	16
週末パテントセミナー 2024in 長野	東海会 長野県地区会 地区副会長	竹内康司	17
長野県信用組合（けんしん BANK）職員向けミニセミナー（諏訪圏版）	東海会 知財金融対応委員会 副委員長	宮坂一彦	18
週末パテントセミナー2024in 津	東海会 三重県地区会 地区会長	小林宜延	19
けんしん BANK と日本弁理士会東海会とのコラボ企画「けんしん BANK 知財座談会」	東海会 知財金融対応委員会 委員長	椿和秀	20
豊田工業高等専門学校における知的財産特別授業	東海会 教育機関支援機構 運営委員	伊藤正典	21
知的財産（ブランド、デザイン、技術）について知ろう！相談しよう！	東海会 知財金融対応委員会 委員長	椿和秀	22

関西会

「知的財産特別授業」宝塚市立西谷中学校	関西会知財授業担当	吉永元貴	23
「知的財産特別授業」泉南市立東小学校	関西会知財授業担当	鈴木武	24
「知的財産特別授業」明石市立藤江小学校	関西会知財授業担当	山田淳一	25
「知的財産特別授業」大阪市立西天満小学校	関西会知財授業担当	古田昌稔	26
「知的財産特別授業」西宮市立瓦木小学校	関西会知財授業担当	榎本啓介	27
「知的財産特別授業」京都市立御室小学校	関西会知財授業担当	大濱徹	28
「知的財産特別授業」和歌山市立野崎西小学校	関西会知財授業担当	大野義也	29
「知的財産特別授業」泉大津市立旭小学校	関西会知財授業担当	松井智美	30
「知的財産特別授業」洲本市立安乎小学校	関西会知財授業担当	鈴木武	31
「知的財産特別授業」門真市立門真小学校	関西会知財授業担当	川瀬直樹	32
パテントセミナー2024 第1回	関西会 知財普及・支援委員会	白尾嘉則	33
パテントセミナー2024 第2回	関西会 知財普及・支援委員会	西田直樹	34

パテントセミナー2024 第3回	関西会 知財普及・支援委員会	市岡牧子	35
パテントセミナー2024 第4回	関西会 知財普及・支援委員会	大角菜穂子	36

四国会

徳島ビジネスチャレンジメッセ2024	四国会	豊栖康司	38
「知的財産特別授業」 吉野川市立西麻植小学校	四国会 幹事	岸本智久	39
知的財産に関するセミナー	四国会	末光準	40

九州会

令和6年度福岡県商工会議所連合会 経営指導員等キャリア別研修	九州会	隅田俊隆	41
--------------------------------	-----	------	----

2. 支援活動一覧表（12月分） 42

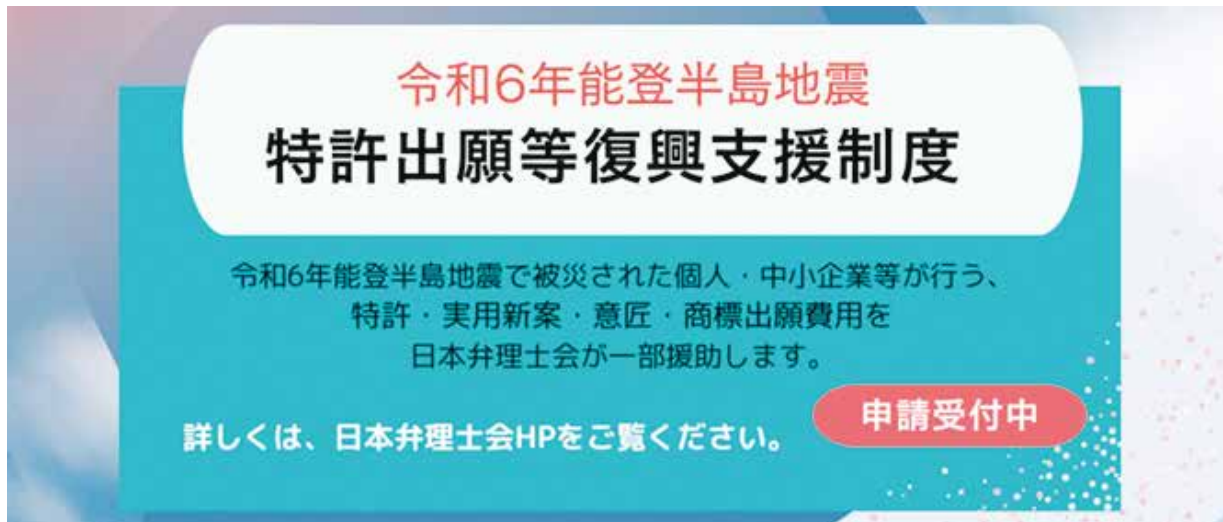
本日よりWebでも閲覧できます。日本弁理士会ホームページ (<https://www.jpaa.or.jp/>)

特

集

令和6年能登半島地震に関する 「特許出願等復興支援制度」について

知的財産支援センター 副センター長 福田昌弘



<1. はじめに>

特許出願等復興支援制度とは、日本弁理士会の知的財産支援センターが主体となって活動する社会貢献活動の一つで、「激甚災害に対処するための特別の財政支援等に関する法律（昭和37年9月6日法律第150号）の規定に基づいて、同法第2条第1項により激甚災害として指定された災害（以下「激甚災害」という。）の被災地の復興を支援するため、日本弁理士会（以下「本会」という。）が特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願及びこれらに関連する手続（以下「特許出願等の手続」という。）を行う者に対して行う支援措置を行う制度です。

本制度は、公的な支援制度ではなく、日本弁理士会会員である弁理士が拠出する会費による予算の範囲内で実行される支援制度です。そして、支援をすべきか否かの審査は、知的財産支援センターが行います。

今回は、特許出願等復興支援制度を紹介させていただくとともに、出願等支援部の活動状況等もご紹介させていただき、一人でも多くの方に本制度を活用していただけたらと存じます。

<2. 特許出願等復興支援制度の詳細>

<2.1 支援の対象>

「出願済みの発明等又は商標（支援申請後、支援決定前に出願したものを除く。）」、「明らかに商標登録を受けることができない商標」、及び外国出願は、支援の対象となりません。

<発明等の出願支援について>

申請書に記載された支援を求める発明等が、少なくとも審査時において「有用性のある発明等であって、新規事業の創出等、何らかの形で社会に貢献する可能性が高く、かつ特許等になる蓋然性がある」ことを必要とします。このため、発明等については、少なくとも審査時において新規なものである必要があります。なお、新規性喪失の例外の利用を前提とする申請は支援の対象となりません。

<商標の出願支援について>

商標登録出願の支援においては、出願に係る商標が使用される事業活動が主な審査対象となります。具体的には、当該事業活動が「有用性のある事業活動であって、当該事業活動を既に実施している又は当該事業活動についての実施計画が既に具体的に定まっている事業であり、かつ、何らかの形で社会に貢献する可能性が高い」ことを必要とします。

<2.2 支援の対象となる者（申請者）>

令和6年能登半島地震に起因した被害を受け、指定被災地域に住所又は居所を有する個人又は中小企業（事業協同組合、事業協同小組合、商工組合等も含む。）であって、本会が指定する機関から推薦又は紹介を受けた者

※本制度において、支援対象者となる中小企業は、以下の「中小企業等経営強化法（旧 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律）」第2条第1項第1号から第8号に規定する者をいいます。

※被災により住所又は居所を指定被災地域外に転居した場合も認められます。

※罹災証明等を提出した場合は、指定機関からの推薦又は紹介を省略することができます。

<申請の制限>

支援対象となる出願の手続は、弁理士が代理した出願に限ります。代理人弁理士が規則に定める特別な事由（内規第57号第12条の2）に該当する場合、代理人弁理士の変更を求める可能性があります。

※申請時に代理人が決まっていない場合は、出願までに決定してください。

本会の同一会計年度内で、同一の申請者又は同一人とみなせる申請者による申請は、2回まで受け付けます。ただし、支援は、1回までとします。

<2.3 支援の内容>

特許出願等の手続に要する費用（弁理士報酬及び特許印紙などの諸経費を含む。以下「手続費用」という。）の一部を本会が負担します。なお、具体的な負担額（以下、「支援金」という。）は、本会の執行役員会にて決定されます。

【支援金の上限】

- ・特許出願…最大40万円
- ・実用新案登録出願…最大30万円
- ・意匠登録出願…最大20万円
- ・商標登録出願…最大15万円

※手続費用が支援額を下回る場合は、手続費用分までを支援いたします。

手続費用には、以下の費用は含まれません。

- ・拒絶理由通知に対応する応答手続き費用
- ・審判手続費用
- ・特許料及び登録料

<2.4 支援の可否>

申請書に基づいて、本会の「知的財産支援センター」にて審査をし、支援の可否を決定します。なお、支援の可否について、以下の点にご留意願います。

（a）当該審査の結果は、特許庁での審査結果（登録査定又は拒絶査定）を保証するものではありません。

(b) 審査の内容（例えば、不採用とする理由等）の通知はされません。

<2.5 支援金の支払い>

支援金は、支援の対象となる出願が完了し、手続に要する費用を申請人が代理人弁理士に支払ったことを本会が確認した後、本会から申請者に支払います。

支援対象となる出願は、弁理士が代理した出願に限ります。なお、代理人弁理士が規則に定める特別な事由（内規第57号第2条5項）に該当する場合、本会から申請人に対して代理人弁理士の変更を求める場合があります。

<2.5 その他>

審査は、原則として毎月1回行われます（審査日締め、翌月審査）。

審査結果は、原則として、翌月末までに確定し、申請人に通知されます。

審査は、知的財産支援センターの担当委員の合議に行われます。

審査は、申請書に記載された事項のみに基づいてされます。

審査等の手続きは、申請内容（申請者の経済的事実等も含む。）が洩れることがないよう厳重な管理のもとに手続を進められます。

<3. 最後に>

日本弁理士会は、令和6年能登半島地震に起因した被害を受けた個人及び中小企業（事業協同組合等も含む。）を支援することにより、被害を受けた地域の早期復興を祈念し、微力ながらも寄与したいと考えています。以上でありますから、皆様のご協力を願います。

1

11月までの支援活動

東北会

令和6年度みやぎ知財セミナー

「知財トラブルを防ぐ!？」 疑問がスッキリ解決する知財基礎セミナー

1. 日 時：令和6年11月6日（木）13：30～15：30
2. 場 所：大崎市ふるさとプラザ
3. 対 象：6名
4. 講 師：若山 剛 会員
5. 内 容

これまで知財をあまり意識してこなかった企業の方を主な対象として、知的財産権についての基礎知識や、疑問に思われることが多い、知っておきたいトピックを中心に解説して頂きました。

参加者からのアンケートは現在集計中であるが、概ね好評であり、セミナー参加者から、「講義が非常に分かりやすかった、中小企業、特に中堅企業は必ず一度は聞いておくべき内容だった」との感想を頂きました。

セミナー終了後に、日本弁理士会及び東北会の活動内容についての紹介を行う時間を頂きました。東北会の無料相談会の案内と、特許商標無料相談会の紹介を行いました。また、セミナー終了後に、希望者に対して、知財相談会を開催したところ、2社から相談がありました。



東北会 藤田正広

関東会

「知的財産特別授業」2024「青少年のための科学の祭典」東京大会 in 小金井

1. 日 時：2024年9月22日（日）10:00～15:00
2. 場 所：東京学芸大学
3. 対 象：未就学者～一般 135組（約300名）
4. 講 師：知財創造教育支援委員会委員 美川公司、佐藤高信、上田精一、伴久仁彦
茂木健男、中澤奈美、東京委員会委員 折居章、川崎仁、濱田修、櫻木伸一郎
5. 内 容：

申込み締め切りまでの時間的余裕が十分ではなかったため、コロナ禍前の最後に参加した2019年と同じ発明工作の内容とし、参加者にはペン立てを作って頂きました。いわゆる五月雨式に順次教室に受け入れる形式でしたが、長時間お待ち頂くこともなく、ちょうどよい進捗でした。参加頂いた方の総数は、午前と午後を合わせて、発明工作して頂く方の数で135組（保護者を入れると約300人弱）の参加を得ることができました。

教室の形式として、当初想定していた配置を島式に変更できる可動式の机ではなく、床に固定された講義形式の長机（写真参照）であったため、工作をして頂く机（主として後方の3/4）と、資材置き場及び受付等運営用の机（主として前方の1/4）とを分けて対応しました。なお、入口付近には、お手伝い頂いた高校生ボランティアの方々に協力して頂き、ポップ的な呼び込み用の看板を作って頂きました。

発明工作として、ペンに限らず、普段使っている文房具がキチンと整理できる一方で、嵩張ることなくなるべくコンパクトなペン立てを目指して工作をして頂きました。親子で集中して取り組んで頂ける方が多く、概ね30分程度で形になるもののできた参加者がほとんどでした。「大人のみですが、是非作ってみたい！」という方もおられ、楽しい授業でした。

なお、工作授業と並行して、教室前方の黒板に貼った模造紙に投影する形で、電子紙芝居（「レオ君」の第1章乃至第3章）を観て頂きました。こちらは、特に小さいお子さんが集中して観て頂いていたようです。



関東会 知財創造教育支援委員会委員 美川公司

「知的財産特別授業」 東京都立杉並高等学校

1. 日 時：2024年9月30日（月）10：30～12：30
2. 場 所：東京都立杉並高等学校 特別教室
3. 対 象：高校3年生 41名
4. 講 師：上田精一、知財創造教育支援委員会委員 小屋迫利恵
5. 内 容：

当初「倫理の時間にてキャリア教育を」とのご依頼でした。授業前に行なった事前打ち合わせにて「キャリア教育の他にも高校生に有益なことがあれば是非話してください」というお話が出ましたので、前半はキャリア教育、後半は知的財産権の解説の2部構成で授業を組みました。

前半は、弁理士という資格の内容や資格の取得方法、実際の仕事内容についてお話ししました。また、講師が学生時代にどのような観点から進路を選択したかについてお話ししました。

後半は、知的財産権について、複数の事例を紹介しながら解説しました。また、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）や日本弁理士会著作権委員会監修記事が掲載されている雑誌などのご紹介をいたしました。



関東会 知財創造教育支援委員会委員 小屋迫利恵

東海会

INPIT 長野県知財総合支援窓口「令和6年度長野県よろず支援拠点、長野県産業振興機構、商工会議所及びINPIT長野県知財総合支援窓口 合同研修会」

1. 日 時：令和6年10月11日（金）午後1時～4時30分
2. 場 所：長野県工業技術総合センター
3. 対 象：よろず支援拠点 CD 21名、産業振興機構6名、商工会議所経営指導員等7名、INPIT 長野県窓口 支援担当者（知的財産アドバイザー）6名
4. アドバイザー：日本弁理士会東海会 長野県地区会 地区会長 國井久美子
地区副会長 竹内康司
運営委員 中山実、高山嘉成、森下康司・湯本充弥・佐藤寿、会員 傳田正彦
5. 内 容：「農業事業者の商品のブランド化、事業承継に伴う新商品開発」
 - (1) 長野県商工会議所連合会の経営指導員ワークショップ研修に専門家として参加しましたので、報告します。標記研修会は、10月11日に長野で開催されました。
 - (2) 挨拶のあと、INPIT長野知財総合支援窓口の小沢氏より、ミニ講演がありました。
 - (3) ワークショップ
 - ・ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社のコンサルタントにより、仮想事例が準備されており、仮想事例について、グループに分かれてディスカッションを行うという形式でした。
 - ・ グループは、全部で8グループ編成でした。1グループあたり、受講生にあたる、よろず支援拠点コーディネータ2名～3名、産業振興機構1名、商工会議所経営指導員等1名、及び、ファシリテーター役としてINPITの知的財産アドバイザーが1名、専門家として弁理士1人が入りました。
 - ・ ワークショップは、いずれのグループでも熱い議論が行われ、非常に盛り上がりました。國井が入ったグループでは、知的財産に関する議論はもちろん、経営指導員だからこそ、という議論（例えば、資金繰りや海外進出時に必要なグローバルGAP制度）の他、「付加価値とは何だろうか?」「ブランディングって何だろうか?＝誰に売るかで変わる」「ペルソナの設定は何故細かく必要なのか?」「情緒的価値はどのようなものか?」「気候は変動するが、環境価値は変わらない」といった、現実味のある疑問や、それに対する意見交換が活発に行われ、個人的に面白く、また参考になりました。
 - ・ 國井が入ったグループでは、既に過去の研修会に参加されている方がほとんどで、知的財産の重要性を理解していらっしゃいました。また日ごろから、中小企業の経営者にアドバイスを行うときには、知的財産の観点からのアドバイスも行っていただいている様子も見受けられました。
 - ・ グループ討論の後は、各グループの討議の内容を弁理士が紹介しました。各弁理士のまとめは大変すばらしく、会を上等な雰囲気としたと感じています。
 - (4) その他、参加者の印象もよく、またこの会を通じて「弁理士を知ることができてよかった」と回答した人が研修受講者（34名）中11名もおり、弁理士のプレゼンス向上にも役立ったと感じる会でした。

以上

東海会 長野県地区会 地区会長 國井久美子

(地域知財経営支援ネットワーク事業)

「週末パテントセミナー2024in静岡(静岡会場第2回)」

1. 日 時：令和6年10月11日(金) 18:30~20:30
2. 場 所：静岡労政会館 展示室+第3会議室
3. 対 象：一般、中小企業経営者、知財関係者など26名
4. 講 師：日本弁理士会東海会 静岡県地区会 弁理士 長谷部 善太郎
5. 内 容：「特許手続きにおける拒絶理由対応－審査官の思考を理解した対策－」

(地域知財経営支援ネットワーク事業) 週末パテントセミナー2024in 静岡第2回は、「特許手続きにおける拒絶理由対応－審査官の思考を理解した対策－」というテーマで行われました。今年は、昨年と異なり、平日金曜日の午後18:30~20:30の時間帯で開催され、1人の講師(長谷部先生)で担当しました。

時間帯が金曜日夜であったことからか、昨年と比べ、企業知財業務関連の方が多くご参加下さったと感じました。質問や意見を述べられる聴講者の方から、新たに企業の知財業務を担当することとなった旨や、以前より企業内知財管理に従事している経験を述べられることがありました。これは、今回ご担当の講師が元特許庁審査官であり、拒絶理由対応をポイントとすることをチラシやホームページで記載していたことが知財に関心を有する方々に対して良い方向に影響していたと思われま

す。講義内容として、知財に詳しくない方でも分かりやすくするために、まずは特許出願及び審査の流れについて講師から基本事項を説明して頂きました。この点、講師が冒頭で口頭により聴講者の知財業務経験の程度を確認され、基礎的事項の説明時間を増やすという配慮をされておりました。ご参加者の方に配布された資料は、セミナーを受けた後にも活用できる充実したものでした。

講義の専門的分野については、講師の審査官としての豊富な実務経験を踏まえ、非常に造詣の深い内容となっていました。特に、審査の進め方や審査処理の実態(審査は一日に3件実施)などにおいて、教科書からは得られない講師独自の経験に基づく内容についても言及があり、非常に参考になりました。そのほか、権利化後の技術的範囲の解釈についても、審査官の目線による解説は斬新なものと感じられました。

講義の途中及び終了後には、多くの企業の知財担当者などから積極的な質問が投げかけられ、各質問者にとっては満足のいく回答であったと見受けられ、今回のセミナーについて一定の成果があったと考えます。

以上の点から、ご参加頂いた方にとって有意義なセミナーであったばかりでなく、セミナーに参加された方が職場等に戻ってから他の方に講義の内容を共有できるものであり、大変有意義な活動であったと感じられました。



セミナーの様子

東海会 静岡県地区会 運営委員 長谷部善太郎

「第2回休日パテントセミナー2024 in名古屋」

1. 日 時：令和6年10月19日（土） 14：00～16：10
2. 場 所：名古屋商工会議所 3階第5会議室
3. 対象者：一般市民、中小企業者、知財担当者など（34名）
4. 講 師：日本弁理士会東海会 知的財産権制度推進委員会 委員 佐野朋子、松浦弘
5. 内 容：「特許権者になるためには／なってから～特許制度について学ぼう～」
 （前半）特許権・実用新案権の概要と、権利取得までの基本的な流れについて
 （後半）特許権の侵害（直接侵害、間接侵害、文言侵害、均等侵害）鑑定について

（前半担当：佐野朋子）

前半60分の講義では、まず25分程度で特許権・実用新案権の概要を説明し、その後30分程度で特許権取得までの基本的な流れについて解説しました。残り5分を質疑応答にあてました。

特に権利取得までの流れでは、第1回の受講者層を参考に、個人で発明をしたい方だけでなく、企業で知財に携わっている方向けに知財戦略まで踏み込んだ内容としました。演習的な要素を取り入れたらいいと思い、講義の途中で適宜、種々の具体例が「特許法上の発明」に該当するか否かを検討し、また、簡単なクレームドラフティングに取り組んでもらうように準備しましたが、クレームを考えてもらう時間は取れませんでした。急遽、質疑応答の時間を前半の時間内に確保することになったのに合わせて、時間配分をもう少し上手く調整できればよかったです。

話すだけで単調な講義になることを心配しましたが、ずっとメモを取りながら聞いてくださっている方が何人もおられて励まされました。質疑応答でも次々に挙手があって3名の方が発言くださり、時間一杯で活発な議論ができたと思います。

（後半担当：松浦弘）

後半60分の講義では、特許権の侵害について説明しました。講義の最初に、特許公報を読んだことがある人の挙手をお願いしたところ、7～8人（1/4程度）であったので、今回のテーマ以外の法律用語、専門用語は、なるべく使わないように心がけました。

資料としては、聴講者のレベルを想定したAさんが、特許権を取得した架空の事例を用意しました。そして、Aさんの特許発明と、他人の特許発明との利用関係を通して「文言侵害の範囲」を説明し、Aさんの特許発明にヒントを得た模倣品を例に挙げて、「均等侵害の範囲」及び「間接侵害」を説明し、間接侵害の対比としての「直接侵害」を説明しました。また、「文言侵害の範囲」の属否判断は、侵害に係る全て事項の基本となり、聴講者ご自身も言葉遊びのナゾナゾの要領で行うことができるので、是非、チャレンジしてみてくださいと伝えました。

講義は、「文言侵害の範囲」に係る説明が3/4程度となり、掲げたテーマに対して、バランスが悪かった点が反省点です。質疑応答では、挙手にて2人、講義後に2人が熱心に質問して下さり、一定の手応えはありました。



セミナーの様子

東海会 知的財産権制度推進委員会 佐野朋子、松浦弘

愛知県図書館主催「創業支援知財活用セミナー」

1. 日 時：令和6年10月24日（木） 14：00～15：50
2. 場 所：愛知県図書館 5階中会議室
3. 対 象：スタートアップ企業関係者等15名
4. 講 師：(1) 知的財産権について、基本知識の説明（30分）
講師：日本弁理士会東海会 熊崎 誠
(2) J-PlatPat の概要、特許・実用新案、意匠、商標に関する基本的な操作方法（番号・キーワードによる検索など）（70分）
講師：INPIT 知財情報部（森川 珠果子）
(3) 質疑応答（10分）

5. 内 容：

講演1では、知的財産権の概要を説明すると共に、J-PlatPat を使用する上で必要となるであろう特許、実用新案、意匠、商標の基本知識を説明しました。特に、意匠や商標の具体例をイラストで説明すると共に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の取得プロセスをフローチャートで説明しました。

講演2では、INPIT 知財情報部、森川 珠果子様により、実演を交えながら J-PlatPat の使用方法をレクチャーして頂くと共に、講師の森下様やサポート役の INPIT 職員の指導の下、参加者にて、持参した PC やスマホを用いて実際に J-PlatPat による検索を実施してもらっていました。

参加者の皆様におかれましては、知的財産権（特に、特許制度等）や、J-PlatPat の使用方法への理解を深めることができたと思います。本セミナーと同様のテーマのセミナーについて、以後も積極的に関わるべきと考えます。

東海会 知的財産支援委員会 熊崎誠

「週末パテントセミナー2024 in 静岡(浜松会場第3回)」

1. 日 時：令和6年10月25日（金） 18：30～20：30
2. 場 所：アクトシティ浜松 Dゾーン 研修交流センター 51研修交流室
3. 対 者：一般、中小企業経営者、知財関係者など30名
4. 講 師：日本弁理士会東海会 静岡県地区会 居藤湖都・神谷直慈
5. 内 容：「どうする特許担当！？～特許担当になっちゃった編～」

会社の知的財産とは何かを踏まえ、知財担当者の役割と重要性などについて約80分にわたり居藤会員が講義をしました。企業視点でみた知的財産権について、単に出願すれば良いということではなく、知財戦略の重要性、知財担当者が果たすべき役割についてもポイントを押さえて具体的に分かりやすく説明いたしました。

続いて、神谷会員が、他社との連携に潜む知財のワナというサブテーマで、共同開発などにおけるトラブル事例を具体的に挙げながら、その対応について説明をしました。いずれも現実には生じるトラブルであり、受講者の注意を喚起する内容になったと思われまます。

予定より講義時間が長くなり、質疑応答の時間が短くなってしまいましたが、共同研究に関する質問が出されるなど、受講者の関心の高さが伺われました。

いずれも企業視点で受講者に新たな気づきを与える内容であり、大変有意義かつ納得感の高いセミナーとなりました。



セミナーの様子

東海会 静岡県地区会副会長 加藤光宏
 地区副会長 村松亮子
 運営委員 居藤湖都
 神谷直慈

沼津工業高等専門学校での知財紛争劇

1. 日 時：令和6年10月25日（金） 14：50～16：20
2. 場 所：沼津工業高等専門学校 総合メディアセンター
3. 対象者：第3学年（約200名）
4. 講 師：日本弁理士会東海会 教育機関支援機構 運営委員 中島貴志、藤田早百合、高田珠美、山本竜也、阿出川豊、浅田信二
5. 内 容：知財に関わる紛争の様子を疑似体験

3年生の生徒を対象に、知財紛争劇を行いました。同校では、パテントコンテストへの応募や知財検定の取得を奨励するなど、生徒の知財教育に力を入れ始めており、その一環として出前授業をご依頼いただいています。令和2年度および3年度は、2年連続でパテントコンテスト特許庁長官賞を受賞されています。

授業の前後には、沼津高専の先生から、「当校は知財教育に力を入れており、知財教育に関しては弁理士会東海会に非常にご協力頂いている」「紛争劇を通じて知財に関して生徒の理解が深められたのではないか」という旨のご意見をいただきました。

紛争劇の途中では生徒さんに適宜質問をし、生徒さんを巻き込みながら紛争劇を進行しました。時おり笑い声も起こるなど、生徒さんは紛争劇の内容に引き込まれている様子でした。

生徒への問いかけに対しては積極的に手が上がり、また、授業の後には、何人かの生徒さんから質問がありました。今回の紛争劇を通じて生徒さんの知的財産権に対する興味がさらに大きくなったように感じました。場所的には名古屋から距離がありますが、生徒の意識や先生の熱意が高く、人数も200名ということで有効な支援活動になったと考えます。



紛争劇の様子

東海支部教育機関支援機構運営委員 中島貴志

長野県と日本弁理士会との知的財産支援協定に基づく(地域知財経営支援ネットワーク事業)
「週末パテントセミナー 2024in 長野」

1. 日 時：令和6年10月31日(木) 15:00~16:40
2. 場 所：長野市生涯学習センター 3階第1・第2学習室
3. 対 者：スタートアップ企業の経営者の方々、個人事業主の方々、
新商品・新サービス展開を目指す方々、公共・公益団体等の方々、金融関係者、
中小企業の経営者、知的財産関係者、学生、一般市民の方々25名
4. 講 師：第一部「ヒット商品から見る意匠・商標の活用事例とネット販売における
模倣品への対策」(15:05~15:40)
講師 日本弁理士会東海会 長野県地区会 地区副会長 竹内 康司
第二部「税関における商標権、意匠権などの取締」(15:40~16:30)
講師 名古屋税関 業務部 知的財産調査官 三枝 達也 氏

5. 内 容：

第一部では、日本弁理士会東海会 長野県地区会 地区副会長 竹内 康司より、日本弁理士会が発行するパンフレットを使ってヒット商品から見る意匠・商標の活用事例を紹介し、その企業のWebサイトを参照しながら模倣品対策事例を紹介し、さらに特許庁の資料を参照しながらネット販売における模倣品への対策の紹介をおこないました。

第二部では、名古屋税関 業務部 知的財産調査官 三枝 達也 氏より、税関行政の概要をご説明いただき、意匠・商標の税関における取り締まり状況についてご紹介いただき、申立て手続きと認定手続きについてご紹介いただきました。

東海会 長野県地区会 地区副会長 竹内康司

長野県信用組合(けんしんBANK) 職員向けミニセミナー(諏訪圏版)

1. 日 時：令和6年11月6日(水) 15時30分～17時00分
2. 場 所：長野県信用組合茅野支店
3. 対 象：けんしんBANK 岡谷支店、下諏訪支店、諏訪支店、諏訪南支店、茅野支店及び宮川支店に所属の若手行員・中堅行員15名
4. 講 師：日本弁理士会東海会知財金融対応委員会
副委員長 宮坂一彦(座学及び質疑応答ミニ座談 担当)、
委員 竹内康司(質疑応答ミニ座談担当)

5. 内 容：

座学の第1部は、「知的財産の基礎知識」というタイトルで、導入部で、知的財産と企業経営との関係を解説し、中盤では、知的資産・知的財産と言われるものの範囲・概念の確認や知的財産制度の全体枠組み・各法の位置づけの解説を行い、終盤では、産業財産権四法のポイントの解説や企業による知財活用事例の紹介を行いました。資料は、昨年度長野県の弁理士有志で編集し共有している資料をベースに、導入部分等を新たに追記しましたものを使用しました。

座学の第2部は、「弁理士について」というタイトルで、弁理士という存在を知って貰いつつ、INPIT等の無資格団体との棲み分け/使い分けのポイントを説明しました。併せて、知財金融対応委員会の紹介資料の一部を使って本委員会とけんしんBANKとの関係を説明しました。

質疑応答&ミニ座談では、発明の新規性・新規性喪失の例外に関する話題、外国特許・属地主義に関する話題、多忙な企業経営者に知財経営に関心を持ってもらうにはという話題、秘密保持契約の相談先・契約チェック費用に関する話題等が出され、それぞれ質疑応答・議論を行いました。

各自の疑問点を積極的に座談会にぶつけてくる行員が多く、初めての知的財産の座談にも関わらず全体的に意欲を感じました。

質疑応答&ミニ座談で約30分を充てましたが、議論し足りない様子でした。

その後、茅野駅周辺に会場を移して懇親会を行いました。セミナー出席者全員が参加され、セミナーの続きの質疑応答や、地元企業の状況、銀行員の転勤、銀行員の業務内容、弁理士の資格取得・業務内容などの情報交換を行い、セミナーに引き続いて充実した意見交換会ができました。

以上

東海会 知財金融対策委員会 副委員長 宮坂一彦

知財広め隊・地域知財経営支援ネットワーク事業「週末パテントセミナー2024in津」

1. 日 時：令和6年11月8日（金）14：00～16：30
2. 会 場：アスト津 4階アストホール
3. 対 象：29名（対象は中小企業経営者や大企業の知財担当者など。）
4. 講 師：主催者挨拶（14：00～14：10） 日本弁理士会東海会・伊勢新聞社
 第1部（14：10～15：15）
 「「見つけた技術で特許取得～ユーザーの立場で「こんなんええやん」から製品開発したコナンエアー」
 講師 中山水熱工業株式会社 代表取締役 中山慎司 氏
 第2部（15：25～16：30）
 「「ブランドを守る商標権」～ネーミング事例を交えて～」
 講師 日本弁理士会東海会 三重県地区会 運営委員 寺本論史
5. 内 容：

本年度は、三重県内企業による講演（第1部）と、日本弁理士会東海会の三重県地区弁理士による講演（第2部）の2部構成で開催しました。

第1部では、中山水熱工業株式会社の中山社長より「見つけた技術で特許取得～ユーザーの立場で「こんなんええやん」から製品開発したコナンエアー」を演題とし、振動検出装置の特許製品の技術紹介、開発経緯及び防爆化開発への取り組み、さらに海外への販売展開等について、ご講演頂きました。同社開発の防爆コナンエアーは、第36回中小企業優秀新技術・新製品賞<優秀賞>を受賞。従来の高額装置と違った切り口で開発された装置は格段に低コスト化したもので、振動設備はこれまで作業員が巡回して五感診断に専ら頼っていたのが、本発明品の登場でこれに置き換わる可能性大。ポンプ等の軸受異音に早期診断ができ、さらに振動測定を自動計測してファイルサーバ等にデータ集約できます。本振動装置が格安になったことに伴い、一般工場設備への設置が世界規模で普及予測される製品になっています。我が国プラントメーカを代表する千代田化工建設株式会社が本件ビジネス開発に関する協業覚書を締結し、さらなるビジネス展開を図っておられるなど、大変貴重なお話を伺えました。

第2部では、東海会三重県地区会運営委員の寺本論史氏より、「『ブランドを守る商標権』～ネーミング事例を交えて～」と題し、豊富な具体例を引きつつ、興味深い話を伺いました。ネーミングの効果事例は面白かったと感想を述べたアンケート結果があり、また内容が実務的で有益だったと述べる参加者もいて有意義な講義でありました。

予定していた定員がほぼ埋まりました。本年度の週末パテントセミナーも成功裏に実施できたと考えます。



以 上
東海会 三重県地区会 地区会長 小林宜延

けんしんBANKと日本弁理士会東海会とのコラボ企画「けんしんBANK知財座談会」

1. 日 時：令和6年11月13日（水）14:00～16:30
2. 会 場：長野県信用組合 本店2階会議室
3. 対象者：クラブ員16名
4. 講 師：長野県信用組合の顧客の中小企業、長野県内の信用組合関係者、
日本弁理士会東海会（知財金融対応委員会、長野県地区会）
5. 内 容：（第1部）基調講演「ブランドについて話をしよう—大切なブランドを守るために—」
講演者：日本弁理士会東海会 知財金融対応委員会 委員 朝倉 美知
（第2部）グループ単位による座談会「知的財産を事業に活かす」

今年で6年目（6回目）のイベント事業です。当委員会が開催するイベントとしては最大規模です。黒岩理事長及び安部東海会会長のそれぞれの挨拶に引き続き、第1部でミニセミナー、第2部で座談会を行いました。

第1部では、朝倉先生がブランディングに関するセミナーを約40分行いました。「そもそもブランドとは」という話から具体的事例まで分かりやすく説明して頂きました。参加者の方々には大いに興味をもってもらえたと思います。

第2部では、6グループで座談会を行いました。1グループは、企業4社、弁理士3名、及び、長野県信用組合の職員若干名で構成されました。上記4.の出席者のうち、他県の信用組合、関東経産局、INPIT等はオブザーバとして各グループの様子を見学していました。最初に自己紹介、各企業の事業内容の説明を簡単に行ない、その後、主に企業の日頃の疑問点に対して弁理士が回答するという形式で座談会が進みました。最初は皆さん緊張している様子でしたが、時間が経つと活発に議論が進み、時折笑い声も聞こえてきました。企業の方々にとっても有益な時間であったと思われます。

イベントの終了後に、ホテル国際21で懇親会を行いました。多くの企業が参加し、懇親会の場でも企業と弁理士の交流が行われました。



安部東海会会長あいさつ



座談会の様子

東海会 知財金融対応委員会 委員長 椿和秀

豊田工業高等専門学校における知的財産特別授業

1. 日 時：令和6年11月18日（月）10：55～12：25
2. 場 所：豊田工業高等専門学校
3. 対 象：環境都市工学科第5学年約40名
4. 指導員：日本弁理士会東海会 教育機関支援機構 運営委員 伊藤 正典
5. 内 容：

先方からは生徒が興味を持ちやすい事例（特許をメインとして）の紹介を中心として講義を進めて欲しいとの要望がありました。一方、学生のレベルを考慮して、単なる事例紹介に止まらず、知的財産権制度の目的や仕組みも理解して欲しいと考え、講義内容を組み立てました。

結果、前半の知的財産権制度の説明部分では、若干の反応の悪さ（この点は、私が、少し内容を詰め込み過ぎたのと、生徒の皆さんとの双方向のコミュニケーションを怠った点で反省があります）を感じたものの、後半の事例紹介では、侵害の判断や訴訟の流れについてうなずきながら聞いてくれる生徒や判断の理由をしっかりと説明してくれた生徒もおり、より良い理解に繋がったのではないかと一定の手応えも感じました。これは、事前に担当の先生と連絡を取り、学科（環境都市工学科）で学ぶ内容に近い事例を選定できたことも一つの要因かと考えています。

また、講義中や講義後の質問では、著作権や商標権の話もできました。時間の関係もありますが、「特許メイン」という場合でも、生徒の興味を引く・知財への取り掛かりを提供するために、必要に応じて著作権や商標権の話も出来るよう、講義資料に織り込んでおけば良かったと感じました。



講義の様子

東海会 教育機関支援機構 運営委員 伊藤正典

**しずおか焼津信用金庫・日本弁理士会東海会
「知的財産(ブランド、デザイン、技術)について知ろう! 相談しよう!」**

1. 日 時：令和6年11月19日(火) 14:30~16:30
2. 場 所：しずおか焼津信用金庫追手町ビル7階 研修室
3. 対 象：日本弁理士会関係者、関東経済産業局関係者、しずおか焼津信用金庫関係者、事業者等
4. 内 容：
 - ・セミナー「経営戦略全般から見た知的財産の重要性」
静岡県地区会運営委員 神谷直慈
 - ・セミナー「INPIT静岡県知財総合支援窓口の活用について」
INPIT 静岡県知財総合支援窓口 宮枝清美
 - ・座談会「自社の強み(ブランド、デザイン、技術)の活かし方!」

しずおか焼津信用金庫とのとのコラボイベントは今年度で三回目になります。

まず、静岡県の神谷会員のミニセミナー(20分)が行なわれました。神谷会員は中小企業診断士でもありますので、経営目線で知財の重要性を説明いただきました。

次いで、INPITの宮枝様のミニセミナー(15分)が行なわれました。INPIT知財総合支援窓口のサービスを説明頂き、さらに、J-PlatPat 及び IP ePlat についても説明頂きました。また、静岡県で加速的支援を受けた企業の例を説明頂きました。

座談会では、A~Cの3グループで座談会を行いました。1グループは、事業者2又は3名、弁理士2名、及び、しずおか焼津信用金庫信用金庫の職員1名2名で構成されました。関東経産局の2名、INPIT静岡窓口の2名も、各グループに入って頂きました。どのグループも事業者、弁理士ともに活発に発言していました。

座談会後に或るグループに所属していた弁理士から話を聞いてみると、例えば、委託生産のための契約書に関する話題、著作権の話題、商標登録の重要性の話題等があったそうです。インピットの存在を知らない事業者もおり、インピットにもこのイベントに参加してもらってよかったと思いました。

最後に委員長の椿が閉会の挨拶をして、イベントが終了しました。

このイベントを次年度以降も継続していくことが大事であり、次年度もしずおか焼津信用金庫にコンタクトしたいと思います。

以上

東海会 知財金融対応委員会 委員長 椿和秀

関西会

「知的財産特別授業」宝塚市立西谷中学校

1. 日 時：令和6年10月2日（水）14：30～15：20
2. 場 所：宝塚市立西谷中学校
3. 対 象：1～3年生 3クラス 44名
4. 講 師：吉永元貴、中村忠則
5. 内 容：

今回は、宝塚市立西谷中学校の生徒を対象にペーパータワー工作の知財授業を行ってきました。西谷中学校は、小規模な中学校で、自然に囲まれた場所にあり、小学校に隣接していました。生徒たちは小学生の頃からお互いをよく知っているようで、各チームが1～3年生の混合チームであるにも関わらず、非常に仲が良い印象を受けました。

最初に知的財産権について説明しました。特許については、半数以上の生徒が知っていました。弁理士について知っている生徒がいなかったのは少し残念でした。

ペーパータワー工作の目的は、40枚という限られた枚数の紙で高さや強度を両立するという課題を解決することにあります。その解決手段は決まっていないので、試行錯誤する必要があります。そのため、授業時間は50分なのですが、タワー製作の時間を通常よりも長い30分とるようにしました。

強度を確保するにはどうすればよいかを話し込んでなかなか手が進まないチームが多く、ほとんどのチームは25分経過してもなかなかタワーの2段目ができない状況でした。だけど、そこからの集中力で多くのチームが3段以上のタワーを製作することができました。

タワーの強度を確保するために、断面を円形、三角形、四角形にする工夫をしていました。なかには、三角形を組み合わせてタワー1段目の断面を六角形に工夫していたチームもありました。柱の内部に補強用の紙を入れているチームもありました。工夫の仕方は様々だなと思いました。

最終的に「カップヌードル」を置き10秒間保持できたチームは6チームもありました。優勝チームには日本弁理士会のノベルティグッズが授与されました。タワー製作の時間を多くとったため、各チームにタワーの工夫したところを説明してもらった時間がとれなかったのが心残りでした。

この授業をきっかけにして知的財産について興味を持ち、将来は発明者若しくは弁理士として知的財産に関係するような職業に就く生徒がいてほしいと思いました。



発想力豊かな生徒達と工作を行う講師

※「カップヌードル」は日清食品ホールディングス株式会社の登録商標です。

関西会知財授業担当 吉永元貴

「知的財産特別授業」泉南市立東小学校

1. 日 時：令和6年10月3日（木）10：20～11：05
2. 場 所：泉南市立東小学校
3. 対 象：6年生 1クラス 18名
4. 講 師：飯田淳也、鈴木武
6. コメント：

令和6年10月3日、泉南市の山間に位置する泉南市立東小学校において、知的財産特別授業「寸劇：君も今日からエジソン」を実施しました。授業には、6年生1クラスの児童18人が参加してくれました。

まず、パワーポイントのスライドを使い、発明や特許権について説明を行いました。児童たちは興味津々で耳を傾け、特に、具体的な発明の紹介では、児童は活発に発言し、創造的なアイデアが次々と出てきました。発明は、エジソンなどの大発明家だけが行う特別なものではなく、身の回りの不便を解消するために私たちでもできることが伝わったと思います。

寸劇では、担任の先生が扮する怪人Xが、F博士の発明した「サラカップル」を真似して大儲けするも、最終的には、弁理士が登場して、怪人Xはサラカップルとお金を置いて逃げ出す場面で、大いに盛り上がりました。この劇を通じて、児童たちに知的財産の重要性を印象付けることができたと感じています。

また、授業の最後には、大阪・関西万博の開催についても触れました。デモ展示される空飛ぶ車の実現にむけて、児童たちも未来の発明家として、自分たちのアイデアで貢献する機会があることを伝えたと、子どもたちの目が輝き、興味を持ってくれた様子が印象的でした。

最後に、手を挙げてもらい感想を尋ねたところ、「将来、自分も発明したい」「発明は難しいことが分かった」などの声上がり、発明や特許権、そして弁理士という職業についての理解を深めることができたと思います。



興味津々の児童達に講義を行う講師

関西会知財授業担当 鈴木武

「知的財産特別授業」明石市立藤江小学校

1. 日 時：令和6年10月4日（金）9：35～10：20
2. 場 所：明石市立藤江小学校
3. 対 象：5年生 5クラス 157名
4. 講 師：山田淳一、柳瀬智之
6. 内 容：

今回訪れたのは、兵庫県明石市にある藤江小学校です。一緒に知財授業を担当した柳瀬会員は藤江小学校の近くの高校を卒業しており、藤江駅の隣が最寄り駅とのことでした。

事前の予報では大雨になることも心配されましたが、藤江駅から学校までは小雨程度で済み、また、授業が始まる頃には雨も止んでいました。

今回の知財授業は、5年生5クラスを対象に体育館で行いました。体育館からは淡路島も見えて、天気良ければ、淡路島の西側に建つ有名キャラクターのリンゴの家も見えるそうです。

この学年はクラス数が多く、元気な児童も多いと先生から伺っていたとおり、授業の開始からすぐに盛り上がりました。こちらからの質問に対して、次々に手が挙がります。さらに、途中の寸劇では、何と怪人役の先生が自前の衣装を準備して登場してくださいました。自前の衣装というのは今までにあまり記憶がなく、盛り上がりは最高潮に達しました。

最後は時間が足りず、駆け足で終わることになってしまいました。今回の授業を通して、知的財産を守ることの大切さや、弁理士という仕事の意義について、少しでも考えてもらえるきっかけになれば幸いです。



興味津々の児童達に講義を行う講師

関西会知財授業担当 山田淳一

「知的財産特別授業」大阪市立西天満小学校

1. 日 時：令和6年10月11日（金）10：45～11：30
2. 場 所：大阪市立西天満小学校
3. 対 象：6年生 2クラス 50名
4. 講 師：古田昌稔、植本隆在
5. 内 容：

大阪市立西天満小学校は、大阪駅から徒歩15分ほどの町中にある小学校です。周囲はオフィスビルばかりなのですが、タワーマンション建設の影響か、意外にも児童の数が年々増加しているようです。今回は6年生2クラスに「君も今日からエジソン」のコンテンツを使った授業を行いました。授業では、司会役を植本会員が担当し、F博士役を私が担当しました。怪人X役は担任の先生に担当して頂きました。

肝心の授業では、「発明」「特許権」といった耳慣れない言葉の登場にもかかわらず、私たちの説明に全員が熱心に耳を傾けてくれていました。「発明って何でしょう」といった、大人でも答えに戸惑うような質問に対しても、「新しいものを考えること」と正確な答えが直ぐに出てきて驚かされました。特許権侵害の寸劇は本日一番の盛り上がりを見せたと思います。F博士のような人がいなくなったら新しい発明が生まれなくなって世の中の進歩が止まってしまうこと、そのためには特許制度が必要であること、弁理士は発明と発明家を守る仕事をしていることを寸劇を通じて伝えられたと思います。

授業終了後、担任の先生から「初めてお願いしたのですが、とても良かったです」とお声をかけて頂きました。今日学んだ発明や特許のことはもちろん、私たち弁理士の仕事のことも覚えていてくれることを期待しながら学校をあとにしました。



興味津々の児童達に講義を行う講師

関西会知財授業担当 古田昌稔

「知的財産特別授業」西宮市立瓦木小学校

1. 日 時：令和6年10月18日（金）13：45～15：20
2. 場 所：西宮市立瓦木小学校
3. 対 象：6年生 2クラス 72名
4. 講 師：寺藺 佳江、榎本 啓介
5. 内 容：

今回は6年生2クラスを対象に、「片手でもてるかな」を題材にして知的財産特別授業を行ってまいりました。会場は家庭科室を使用し、グループで話し合いがしやすく、作業スペースも広く確保できるような環境でした。

授業では、まずは発明、特許、弁理士とはなにかについて説明をし、「カップヌードル」の模型を用いて児童達に発明についてのイメージをもってもらいました。その後、学校側に用意してもらった紙皿、紙コップ、ストローを用いて、片手で飲み物と食べ物の両方を持てるようにするための発明品を工作してもらいました。

児童達はそれぞれ独自のアイデアで、どうすれば片手で持ちやすいか、どうすれば多くの飲み物や食べ物を収容できるようになるか、どうすれば収容した飲み物がこぼれたり食べ物が落ちたりしにくくできるかななどを考えており、創意工夫が見られました。途中でいくつかの児童達の作品の発表を入れることで、その後より一層の工夫が見られました。また、同時に発明品に対してネーミングを考えてもらいました。

授業の最後には学校の先生が児童達に授業の感想を尋ねており、発明をすることの楽しさや楽しさ、その中での弁理士の重要性について児童達の口から出てきました。今回の知的財産特別授業を通じて、児童達が発明や弁理士について興味を持ってもらえたことを感じることができ、嬉しく思いました。



発想力豊かな児童達と工作を行う講師

※「カップヌードル」は日清食品ホールディングス株式会社の登録商標です。

関西会知財授業担当 榎本啓介

「知的財産特別授業」京都市立御室小学校

1. 日 時：令和6年10月22日（火）13：30～14：15
2. 場 所：京都市立御室小学校
3. 対 象：5年生 2クラス 60名
4. 講 師：鎌田 雅元、大濱 徹
5. 内 容：

知的財産特別授業として寸劇プログラム「君も今日からエジソン」を行った京都市立御室小学校は、世界文化遺産である仁和寺の門前にある開校150年を超える非常に歴史のある小学校です。また、授業を受けた5年生のひとクラスの人数が30人を超えるなど、児童数の多い小学校でもありました。

体育館に集まった5年生、60名の児童を対象に、進行と弁理士役を鎌田会員が、F博士役を大濱会員が担当し、怪人X役を担任の先生に担当していただき授業を進めました。

冒頭に鎌田会員が「弁理士を知っている人？」という質問をしたところ、数名の手が上がったことに驚きました。また、「発明とは何でしょうか？」という質問や、「エジソンの発明は？」という質問にも多くの手上がり、しかも正しい答えを知っていることから、非常に良く予習してきているな、と感じました。児童の代表に前に出してもらってカタシャンボトル、サラカップルや肩ブレラの発明着想を体験してもらったところでは、自主的にちょっとした「ほけ」も交えながら着席している児童も楽しめるような回答をしてくれるなど、非常に盛り上がった授業となりました。また、担任の先生が扮した怪人Xはステージ上から飛び降りて登場するなど、派手なアクションも交えて演じていただき、児童からも大きな歓声が上がりました。

最後に児童からの質問コーナーを行ったところ、「弁理士はどんな試験があるの？」、「弁理士は何人位いるの？」、「弁理士には何歳からなれるの？」、「弁理士はどんなところで仕事をしているの？」など、こちらが驚くような非常に現実的な質問も多くもらえました。寸劇を通し弁理士という職業に興味をもってもらえたのではないかと思います。

児童が教室に戻り、体育館で片付けをしている中で「弁理士になろうかな、と言っていた児童がいましたよ」と先生が教えてくださり、今回の授業をやって良かったなと非常に嬉しく思いました。



興味津々の児童達に講義を行う講師

関西会知財授業担当 大濱徹

「知的財産特別授業」和歌山市立野崎西小学校

1. 日 時：令和6年10月22日（火）9：45～11：35
2. 場 所：和歌山市立野崎西小学校
3. 対 象：6年生 2クラス 59名
4. 講 師：大野義也、東山香織
5. 内 容：

和歌山市立野崎西小学校を訪問し、6年生2クラス59名を対象に知的財産に関する授業「君も今日からエジソン」を行いました。この時期は、秋が深まり、寒さが増してくる時期です。私たちが訪れた10月22日も、肌寒さを感じながら小学校に向かいました。

授業は6年生の教室で行われ、連続2コマを、教室間を移動しながら授業するという、大忙しの運用となりました。直前まで教室が通常の授業に使われていたため、準備の時間が限られており、私たちは朝早くから、急遽準備していただいた別室で作戦を練りながら待機しました。

授業の進行は東山会員が務めました。途中の寸劇では、大野会員がエフ博士役、そして担任の先生が怪人X役をそれぞれ演じました。担任の先生が、黒の帽子、マント、サングラスを身にまとい、札束を広げてニヤリと笑うシーンでは、子どもたちが大騒ぎになるほど大成功でした。先生は練習にも力を入れていただいたようで、本当に感謝しています。

子どもたちは、発明とは何か、有名な発明家は誰かという問いかけに元気よく答え、多くの生徒がエジソンの発明品として蓄音機や電球を挙げる姿には驚きました。授業の最後のクイズコーナー（日本人の発明はどれだ！？）では、全問正解を狙った最後の一名が惜しくもシャープペンシルを外国人の発明と答え、全員アウト！となりましたが、クイズは大いに盛り上がり、無事に授業を終了しました。

2コマ目の授業では、少し時間が余ったため、著作権についても簡単に説明することができました。この知財授業が、子どもたちに知的財産のルールを楽しみながら学んでもらい、その意識が少しでも心に残るきっかけとなったなら、とても嬉しく思います。



興味津々の児童達に講義を行う講師

関西会知財授業担当 大野義也

「知的財産特別授業」泉大津市立旭小学校

1. 日 時：令和6年10月24日（木）9：40～10：25
2. 場 所：泉大津市立旭小学校
3. 対 象：1～6年生 5クラス 38名
4. 講 師：小林義周、松井智美
5. 内 容：

知的財産特別授業を行った泉大津市立旭小学校は、南海本線泉大津駅から徒歩5分ほどのところに位置し、たんぽぽ活動等の課外活動にも力を入れておられる小学校です。

今回は、紙皿と紙コップとストローを使って、ジュースとポップコーンを片手で持てる食器を発明するという工作授業を、1～6年生5クラス合計38名の児童に対して行いました。

カップヌードルにまつわる発明について司会の小林会員が説明を行った後、児童たちに「野球場で皿とコップで両手がふさがって応援できず不便」という問題を解決するために「ジュースが飲めて、ポップコーンも乗せることが出来る片手で持てる食器」を作ってください、という課題を出しました。

皆さん、直ぐに作業に取りかかり、柔軟な発想でアイデアを形にしていきます。出来上がった作品を紹介すると、皆さん刺激を受けたのか「僕の作品も見て!」「私もできた!」と次々と自分の作品を紹介してくれました。

単に紙皿と紙コップとを合体させるだけでなく、ポップコーンが紙コップの中に落ちないように蓋を付けたり、沢山のジュースが飲めるように紙コップ同士を合体させたり、ポップコーンが流れ落ちる仕掛けを作る工夫をするなど、短い授業時間内では紹介しきれなかった多くの独創的な発明が生まれました。

片手だけでなく、両手があくように、帽子のように被れる食器を作る児童もおり、他の児童の工夫に刺激されてさらに改良、工夫していくなど、大変盛り上がった授業を行うことが出来ました。

最後に、私たち弁理士は発明を守る仕事をしていること、2025年の大阪・関西万博にも多くの発明品が登場することを紹介し、授業を終えました。

今回の授業が、物作りの楽しさを知るきっかけと、発明することへの興味を持つきっかけになれば良いと思います。



発想力豊かな児童達と工作を行う講師

※「カップヌードル」は日清食品ホールディングス株式会社の登録商標です。

関西会知財授業担当 松井智美

「知的財産特別授業」洲本市立安乎小学校

1. 日 時：令和6年10月28日（月）14：20～15：05
2. 場 所：洲本市立安乎小学校
3. 対 象：6年生 1クラス 12名
4. 講 師：柳瀬智之、鈴木武
5. コメント：

淡路島の中東部に位置する洲本市立安乎あいが小学校において、知的財産特別授業「君も今日からエジソン」を実施しました。この日は6年生1クラスの児童12人のほか、担任の先生、教頭先生にも参加していただきました。

授業はこの日最後の6時間目に行われ、まずスライドを使って発明や特許権について説明しました。初めは手を挙げるのに消極的だった児童たちも、前に出てくると創造的なアイデアを次々に出してくれました。特にサラカップルについては、多くの児童が発言をしてくれました。

寸劇では、教頭先生扮する怪人Xの迫真の演技で大いに盛り上がりました。教頭先生には、授業開始前から隣の部屋に隠れておいていただき、完璧な役作りと演出に多大なご協力をいただきました。児童たちにとっても印象深い体験になったと思います。

最後に、8個の発明品が日本の発明かどうかを尋ねるクイズで授業を締めくくりました。授業終了後も児童たちの興味は尽きず、私たちのところへやってきて、この日説明した発明品だけでなく、時間がなくて説明できなかったカップヌードルやチャッピー君についても興味津々に見入っていました。担任の先生から下校を促されるまで、チャッピー君の仕組みを聞いたり、自分で試したりしている姿を見て、発明や特許権について関心と興味を持って貰えたと感じることができました。



興味津々の児童達に講義を行う講師

※「カップヌードル」は日清食品ホールディングス株式会社の登録商標です。

関西会知財授業担当 鈴木武

「知的財産特別授業」門真市立門真小学校

1. 日 時：令和6年10月31日（木）14：35～15：20
2. 場 所：門真市立門真小学校
3. 対 象：5年生 2クラス 60名
4. 講 師：淡路俊作、川瀬直樹
5. コメント：

門真市立門真小学校を訪問し、知財授業を行って参りました。門真小学校は、京阪電車の門真市駅から東の方角に位置し、駅からは歩いて5分ほどの距離にあります。

5年生の60名の児童を対象に、「(寸劇)君も今日からエジソン」のコンテンツを使った授業を行いました。本授業においては、司会進行役を淡路会員が務め、補助役を川瀬会員が務めました。

はじめに「発明」「発明者」について説明したうえで、今回の授業の意義を児童たちに理解してもらう前提として、次のことを挙げました。

- ・発明品が使われることで、使う人にとっての困りごとが実際に無くなって喜ばれること
- ・発明品が他者に真似されて同じ物が安価に製造販売されると、発明者の次への発明意欲が削がれること
- ・そうならないように、弁理士が法律に基づいて発明等を守る仕事をしていること

次に、日常の不便を解消するための発明品の事例として、「サラカップル」「カタシャンボトル」「肩ブレラ」を、順番に紹介しました。発明品を紹介する前に、生み出されたきっかけとなった不自由さ・問題点を、数名の児童に体験してもらいましたが、着席している児童からも声上がるなど盛り上がりが見られました。

次に、「サラカップル」を題材とした寸劇では、司会進行役を淡路会員、「サラカップル」を発明したエフ博士役を川瀬会員が担当し、「サラカップル」を模倣して安価に販売する怪人X役を学校の先生に演じていただきました。サラカップルを入手するならエフ博士から本物を買うか、或いは怪人Xから安い偽物を買うかという質問を投げ掛けた後、まとめとして、発明品の模倣が多い社会では、発明へのインセンティブがなくなり、技術の進歩が促進されない旨の説明をしました。

その後のクイズコーナーでは、多くの身近な物が日本人によって発明されたことを知っている児童が多かったのが印象的で、非常に盛り上がった状態で授業を終えました。



興味津々の児童達に講義を行う講師

関西会知財授業担当 川瀬直樹

パテントセミナー2024 第1回

1. 日 時：令和6年11月2日（土）10:00～11:40

2. 場 所：日本弁理士会関西事務所

3. 対 象：36名

4. 講 師：弁理士・米国弁護士（カリフォルニア州） 柴田純一郎

5. 内 容：第1回「キャラクタービジネスと商標権・著作権」

①キャラクタービジネスの概要、②キャラクタービジネスと商標権、③キャラクターと著作権、④キャラクターと法務の勘所、⑤おわり、の5構成で講義いただきました。

①では、キャラクタービジネスは i) 作品デビュー型、ii) 商品デビュー型、iii) PR デビュー型の3類型に分類されると説明されました。また、日系キャラクターは海外でもっとシェアを獲得できるはずですが、課題は権利問題、文化にあった商品開発・パートナー模索の難航、各国の規制等であると見解を述べられました。

②では、商標権の保護対象はマークに化体した信用（ブランド）であるため、商標によるキャラクターの保護は本質的ではなく、攻撃のツールとして常に使えるか疑問があることから、第三者による妨害対策として防衛的に捉えるべきと解説されました。

③では、著作権によるキャラクターの保護は本質的であり、攻撃のツールとしては使い勝手が良いが、商品／PR デビュー型のキャラクターには著作権の保護が及ばない可能性があることとのリスクを認識すべきと解説されました。

④では、キャラクタービジネスを進める上で、企画開発段階での第三者の権利問題等に係る業務委託契約や制作段階場面での権利帰属・処理等に係る委託契約によるリスクヘッジが重要であり、ライセンス場面ではライセンサー／ライセンシーの立場に適した条件設定が勘所であると解説されました。

講義後の質疑応答では、受講者3名からの質問に対し回答されました。



以上

関西会 知財普及・支援委員会 白尾嘉則

パテントセミナー2024 第2回

1. 日 時：令和6年11月2日（土）14：00～15：40
2. 会 場：日本弁理士会関西会事務所
3. 対 象：63名
4. 講 師：弁理士 安部剛夫
5. 内 容：第2回「ダイキン工業の知財取組み～クリエイティブな知的財産部を目指して～」

パテントセミナー2024の第2回は、ダイキン工業株式会社の知財財産部長である安部剛夫会員をお招きして、「ダイキン工業の知財取組み～クリエイティブな知的財産部を目指して～」というテーマでご講演頂きました。

講義前半では、企業概要や、事業内容、製品の紹介、経営理念、売上・利益の推移、海外事業比率の推移といった内部環境について説明されました。例えば空調機器については、例えばアメリカではダクト式全館空調が好まれ、日本ではダクトレスシステムが好まれるなど、地域（国）ごとでかなり異なることも説明されました。地域（国）ごとに異なる空調機器のシステムが好まれることから、世界において拠点ごとに開発及び生産を担うように組織していることも説明されました。また、平均して毎年1000件程度の特許出願を行っていることも説明されました。

講義後半では、CGコードの改訂、カーボンニュートラルへの挑戦、ラディカルイノベーション・オープンイノベーション、AIの進化といった外部環境について説明されました。CGコードの改訂の説明では、日本での知財・無形資産の価値は欧米に比べて著しく低いことを、企業価値に占める無形資産割合の日米比較を示す資料を提示して説明され、将来的に知財部に求められる機能を拡大させる必要があることを説明されました。AIの進化の説明では、現状のAIの機能により、異なる言語の壁が低くなり、異なる言語の文献を含む先行技術調査がし易くなったことなどを説明され、今後の進化によってはさらに出来ることが増えることから、AIの進化について注視をしていくことを説明されました。

また、外部環境の説明の後、知的財産部の目的、目指すマインド、目指している組織形態、実際に行った知財活動、大学との連携、ベンチャーとの連携について説明されました。実際に行った知財活動の説明では、例えば模倣品対策の事例と環境技術のオープン・クローズ戦略の一例を説明されました。模倣品対策は、モグラ叩きのような状態だが、対策を行うことで模倣品被害を減らすことができていることを説明されました。また、環境技術の環境技術のオープン・クローズ戦略の例では、冷媒R-32の使用を世界的に拡大させ地球温暖化を抑制するために冷媒R-32空調関連特許の無償開放を行ったことを説明され、結果として市場が拡大し、企業利益にも寄与したことを説明されました。

講義の後の質疑応答では、大学との協創において欧米の大学と日本の大学とで利益配分や出願形態で違いがあるか、ベンチャー企業との協創を行っているが、ベンチャー企業とはどのようなきっかけで接点をもったか、特許出願件数がこの10年で右肩上がりに見えるが、その理由は？冷媒R-32空調関連特許の無償開放を行ったが、知財部が提案したのか？人基軸となるが研修にはどれだけ時間をかけているのか？など多数の質問があり、すべての質問について丁寧に回答されていました。

以上

関西会 知財普及・支援委員会 西田直樹

パテントセミナー2024 第3回

1. 日 時：令和6年11月9日（土）10：00～11：40
2. 場 所：京都リサーチパーク KRP 西地区 ルーム1
3. 対 象：66名
4. 講 師：弁理士 渡辺由佳子
5. 内 容：第3回「権利化・係争対応だけじゃない！企業知財部の提供価値～島津製作所知財部の取り組み～」

①島津製作所の紹介、②島津製作所知的財産部の紹介、③“知財部らしくない”仕事、④企業知財部員として思うこと、の4部構成で講義していただきました。

①では、島津製作所の初代及び二代目島津源蔵氏が掲げた社是と経営理念、沿革、そして現在の島津製作所の事業分野及び取り組むテーマを説明していただきました。また、事業分野・テーマに関しては、医療、医薬、食品、環境・エネルギー、化学、マテリアル、電機、半導体、インフラ、モビリティ、と事業分野が多岐にわたること、計測機器の売上高比率が最も高いことを説明していただくと共に、各分野で使用されている計測機器や医用機器を紹介していただきました。

②では、島津製作所の知的財産部の組織体制とビジョン・ミッション・バリューについて、また、知的財産部の業務である、社員に対する知財教育、新事業創出と事業継続の支援の内容について説明していただきました。

③では、知的財産部の本来の業務とは別に渡辺会員が取り組んでおられる“知財部らしくない”仕事として、ウェブページ作成、社内に向けた知財情報の発信、営業部や事業部等の他部門との連携、社内の空間づくりについて説明していただきました。社内の空間づくりでは、実際に島津製作所内に設置された空間である、知的財産部の打ち合わせスペース「知財の価値と誇りを感じる空間“I'sSpace”」や、製品等の展示スペース「社外と共創・協働する空間“KyoLabs”」を映像と共に紹介していただきました。

④では全体のまとめとして、渡辺会員が企業知財部員として思うことを述べていただきました。

講義後の質疑応答では、受講者6名からの質問に対し回答されました。



以上

関西会 知財普及・支援委員会 市岡牧子

パテントセミナー2024 第4回

1. 日 時：令和6年11月9日（土）14：00～15：40
2. 会 場：京都リサーチパーク KRP 西地区 ルーム1
3. 対 象：36名
4. 講 師：弁理士 石田博樹
5. 内 容：第4回「創業387年、酒を科学して快を創る、月桂冠の酒造りと知的財産」

以下の8構成で講義いただきました。

1. 100年研究所設立

1637年創業。中興の祖である大倉恒吉の時代に、灘の酒に追いつき、いつの日か肩を並べることが目標として、経験と勘だのみだった酒作りに科学技術を導入すべく、大卒の技師を採用し、清酒メーカー初の研究所を創設する(1909年)。

研究所初の成果として、「防腐剤なしのびん詰」を発売し、1911年には全国新酒鑑評会で第1位を獲得。また、列車が揺れてもお酒がこぼれない「コップ付き小びん」の実用新案を取得し、鉄道網の広がりによって商品の流通が拡大する。

お酒の王様になることを夢見て「月桂冠」を商標登録する。

2. 戦後の発明

1961年には、先端技術を駆使し、年間を通じて酒作りができる四季醸造蔵を創設する。

融米造りの実用化、リンゴやバナナのような香り物質を高生産する酵母の育種法、業界初の常温流通が可能な生酒、糖質ゼロ清酒、日本酒テイストのノンアルコール飲料、プリン体ゼロ清酒、桃の香りの日本酒の開発等、常に斬新な発明で清酒業界をリードし、数々の特許を取得する。

3. 新規事業と特許

酒粕が黒くなる原因がメラニンであることや、清酒麹菌からメラニン生成酵素が生じることを突き止めて学会発表をしたところ、花王からメラニンを白髪染めに利用したいとの申し出があり、共同研究をスタート。その後も日本酒麹菌が作るデフェリフェリクリシンが、美白効果、皮膚バリア機能促進効果等を有することを発見し、甲南大学との共同研究において、癌細胞の死滅作用があることを解明した。清酒造りから得られた知見を異業種に展開して、新規事業につなげている。

4. 月桂冠の特許群

特許よりもノウハウとして保護するほうが圧倒的に多く、公証人役場等を利用して、どの時期に何をしていたかを客観的に立証できるようにしている。

保有特許は現在55件で、そのうち清酒と清酒製造装置が半分強を占め、残りは染毛料等の異分野の特許が占めている。

5. 人材育成

試作段階の日本酒を世に出し、お客様の反応を確認して改善につなげる「Gekkeikan Studioプロジェクト」を行っている。

社外セミナー活用の他、社内では、特許出願の検索方法、特許出願とノウハウ秘匿の使い分け、発明発生時の相談等について知財教育を実施している。

6. 海外市場

カリフォルニアで30年以上前から日本酒を作っている。過去3年で世界47か国に進出し、輸出量は業界第2位である。

7. 商品化につながった事例

燻製の香りの元となる4-VGを生産しない酵母や、カプロン酸エチル(りんごのような香り)高生産酵

母を開発し、商品化につなげている。

8. 酒とは

酒は昔から世界各地で神にささげられており、仲間との親交を深めるためにも役立ってきた。「アルコールが人間の脳に作用し、創造力に火をつけたおかげで、言語、芸術、宗教が発展した」という言葉もあるように、お酒は昔から人々の交流や文化の発展に寄与してきたと思われる。



以上

関西会 知財普及・支援委員会 大角菜穂子

四国会

徳島ビジネスチャレンジメッセ2024

1. 日 時：2024年11月8日（金）午後1時～3時
2. 場 所：アスティとくしま
3. 対 象：40名
4. 講 師：豊栖康司
5. 内 容：

「生成AIの利活用と著作権」のテーマで講義を行いました。昨年も同様のテーマで開催されたところ、事例の紹介の要望が多かったと聞き及んだので、利活用の部分にも若干力を入れて資料を準備しました。実際に会場で開始時に、利活用と著作権のどちらに関心があるか、挙手を求めたところ、殆どが利活用であり、相変わらず生成AIの利活用に強い関心があることを感じました。複数の生成AIを紹介し、実際にプロンプトを入力して回答を取得したり、画像を出力するデモや、講師自身の利用の例を示しながら、どのような利用が可能かを提示しました。また、現状で判明している著作権法上の問題や解釈を紹介した。総じて参加者の関心は高く、質疑応答も活発でした。

以上

四国会 豊栖康司

「知的財産特別授業」 吉野川市立西麻植小学校

1. 日 時：令和6年11月12日（火）10：45～11：30
2. 会 場：（徳島県）吉野川市立西麻植小学校
3. 対 象：小学校4年生1クラス
4. 講 師：四国会 幹事 岸本智久
5. 内 容：

吉野川市立西麻植小学校から知的財産特別授業について要望があり、発明工作授業を行いました。小学4年生（児童17名）が対象であり、工作进行を希望とすることで発明工作授業「片手でもてるかな」を実施しました。

発明・特許の授業を初めて受ける児童ばかりであり、授業開始時はみんな緊張した雰囲気でした。しかし一旦工作が始まると、ペアになった友達同士で、「これだとポップコーン落ちないよ」「これだとジュースがこぼれないよ」と様々な工夫を凝らした作品を次々に作って見せてくれました。最初は簡単な形であったものが、もっと取り易く、落ちにくくするには、どうしたら良いかな、という講師からの質問に対し、更なる工夫を加えておりました。

また、発表時間になると、「ポップコーンが落ちないように、こんな形のカバーを作ってみました」と、ものすごく活発に発表してくれました。終わり時間が近づくと、「次の授業時間も発明工作の続きをしたい」という声があちらこちらでおこりました。

校長、副校長、担任の先生等からも、子供達が非常に興味を持って、授業に取り組んでいました、とお褒めのお言葉を頂きました。また、子供達が「続きをしたい」と言ったのは非常に珍しいことですよ、と後から教えて頂きました。

今回の授業を通じて、知財に興味を持った児童を育成することで、将来の知財人材を増やしていけたらと切に願う次第です。

四国会 幹事 岸本智久

知的財産に関するセミナー

1. 日 時：令和6年11月13日（水）13：30～14：20
2. 場 所：松山市立城西中学校
3. 対 象：166名
4. 講 師：末光準
5. 内 容：

「知的財産に関する意識啓発を図り、理解を深めるとともに、知的財産を重視する意識を醸成する」ことを目的に、3年生166名を対象として、城西中学校内の体育館でセミナーを開催しました。

「知的財産法の全体像と商標法（ブランド）」をテーマとして、知的財産法の全体像；創作法及び選択法の各法目的を身近な製品を例にしつつ説明した後に、商標の定義や機能、ビジネスとの関連性について、特に具体的なイメージを持ってもらうよう愛媛県に関連の深い商標を用いたクイズ等を交えながら講演しました。

知的財産というあまり馴染みのないテーマにも関わらず、学生からの積極的な発言も多く、楽しみながら理解頂けたと感じました。特に、商標の類否判断に対する学生の発表時間を設けましたが、自身の考えに基づいて論理的に主張できる学生も多数おり感心しました。本講演においては、実際に触れたことのある商標例、商標によるビジネスの成功例、及び商標の類否判断に関する裁判例等を引き合いに出すことで、単なる知識ではなく実学として学べるよう注力しましたが、それらが興味を引けた点であると考えます。

リソースが少なく、かつ人口減少が進む日本において知的財産の創出と活用の促進は必須事項であり、知財教育もその一つですが、とっつきにくい知的財産も教育方法次第で興味を持ってもらえることを実感できたことは良い経験でした。自身の母校でもある城西中学校で、専門家としての講演を実施させて頂いたことに関して、本講演を担当させて頂いた弁理士会四国会、運営に協力頂いた城西中学校及び愛媛県の関係者各位に感謝したいです。

四国会 末光準

九州会

令和6年度福岡県商工会議所連合会 経営指導員等キャリア別研修(基本コース)

1. 日 時：10月21日（月） 10：00～11：50
10月28日（月） 10：00～11：50
2. 場 所：福岡商工会議所 4階会議室
3. 対 象：10/21 31名、10/28 33名
4. 講 師：隅田俊隆
5. 内 容：

テーマ：経営相談から見つける知的財産

知財に関しては馴染みがない方々が多いと思われたため、身近な題材を用いつつ知財の基礎を解説し、その上で日頃の経営者との対話に含まれるキーワードからどのような知的財産のテーマが拾い上げられるのかを説明しました。

冒頭で全員に弁理士を知っているか尋ねたところ、手が挙がったのは2、3名程度であったことから、知財に疎い受講者がほとんどであったと思われませんが、講義中にうつむくことなく熱心に聴講されていました。また、講義終盤にJ-PlatPatの紹介を兼ねてINPIT窓口に触れたことについて、その後の講義を担当されたINPITの方から話を繋げやすかったとお言葉をいただきました。

九州会 隅田俊隆

2 支援活動一覧表 (12月分)

都道府県	開催年月日	イベント・セミナー名	講師 or 相談員氏名	会場	区分
北海道	24.12.5	道内教育機関における 知財人材育成事業	大窪智之	旭川実業高等学校	講演
青森	24.12.11	日本弁理士会特許商標無料相談会	三浦誠一	青森商工会議所	相談
岩手	24.12.11	日本弁理士会特許商標無料相談会	丸岡裕作	盛岡商工会議所	相談
秋田	24.12.09	日本弁理士会特許商標無料相談会	熊谷繁	大曲商工会議所	相談
群馬	24.12.18 ~ 24.12.19	ぐんま Tech EXPO 2024	山崎貴明 浜崎晃	イベント高崎	講演
埼玉	24.12.04	埼玉弁理士会との勉強会	赤塚正樹	ロイヤルパインズホテル浦和 会議室 1 + 2	講演
千葉	24.12.04	佐倉商工会議所相談員派遣	横井堅太郎	佐倉商工会議所 2 階会議室	相談
千葉	24.12.05	総合科学特論 [実践で使える知的財産権]	角田朗	千葉工業大学津田沼キャンパス 6号館1階 612講義室	その他
千葉	24.12.12	総合科学特論 [実践で使える知的財産権]	浅井淳	千葉工業大学津田沼キャンパス 6号館1階 612講義室	その他
千葉	24.12.19	総合科学特論 [実践で使える知的財産権]	浅井淳	千葉工業大学津田沼キャンパス 6号館1階 612講義室	その他
千葉	24.12.19	船橋商工会議所相談員派遣	加藤義博	船橋商工会議所 304 号室	相談
千葉	24.12.24	東葛テクノプラザ [2024年度弁理士による 特許無料相談会]	中村裕行	東葛テクノプラザ	相談
東京	24.12.03	東京農工大学 農学部 [知的財産権・特許法]	須藤修三 留場恒光 中重善文	東京農工大学 府中キャンパス 第一講義棟 25 番教室	その他
東京	24.12.10	東京農工大学 農学部 [知的財産権・特許法]	須藤修三 留場恒光 中重善文	東京農工大学 府中キャンパス 第一講義棟 25 番教室	その他
東京	24.12.11	東京都立工芸高等学校定時制課程 グラフィックアーツ科 [知的財産特別授業]	西田聡子 坂田樹	東京都立工芸高等学校 定時制課程 グラフィックアーツ科	講演
東京	24.12.12	2024年度東京商工会議所専門相談員	徳本浩一	東京商工会議所 中小企業相談センター	相談
東京	24.12.12	町田「2024 年度知財無料相談会」	上田精一	町田新産業創造センター 又はオンライン	相談
東京	24.12.13	世田谷区立中里小学校 [知的財産特別授業]	藁科えりか 伊藤夏香	世田谷区立中里小学校	講演
東京	24.12.17	2024 年度 東京商工会議所文京支部専門相談員	藤岡茂	東京商工会議所文京支部	相談
東京	24.12.17	2024 年度多摩地域 無料知的財産相談会	保坂俊	たましん事業支援センター (Win センター)又はオンライン	相談
東京	24.12.17	東京農工大学 農学部 [知的財産権・特許法]	須藤修三 留場恒光 中重善文	東京農工大学 府中キャンパス 第一講義棟 25 番教室	その他
東京	24.12.18	知財サロン	平井 智之 荒井 亮 山形 直也	弁理士会館 1 階	講演
東京	24.12.19	都立八王子桑志高等学校 [知的財産特別授業]	高原千鶴子 高井智之	都立八王子桑志高等学校	講演
東京	24.12.20	2024 年度下期 BusiNest 無料知的財産相談会	下村和夫	BusiNest 内会議室 又はオンライン	相談
東京	24.12.24	東京農工大学 農学部 [知的財産権・特許法]	須藤修三 留場恒光 中重善文	東京農工大学 府中キャンパス 第一講義棟 25 番教室	その他

都道府県	開催年月日	イベント・セミナー名	講師 or 相談員氏名	会場	区分
神奈川県	24.12.13	神奈川県立川崎図書館 [知的財産相談会]	高義輝	神奈川県立川崎図書館 知財スポット	相談
神奈川県	24.12.14	横浜市立平沼小学校 [知的財産特別授業]	金子正彦 坂田樹	横浜市立平沼小学校	講演
神奈川県	24.12.24	図書館で学ぶ知的財産セミナー	木下茂 安野彰一	神奈川県立川崎図書館 カンファレンスルーム	講演
神奈川県	24.12.27	神奈川県立川崎図書館 [知的財産相談会]	砂場哲郎	神奈川県立川崎図書館 知財スポット	相談
山梨	24.12.10	富士吉田 [令和6年度弁理士による 特許無料相談会]	中村武彦	富士吉田商工会議所 2階会議室	相談
岐阜	24.12.09	岐阜県・INPIT 岐阜県知財総合支援窓口・ 日本弁理士会東海会主催 [岐阜県試験研究機関を対象とした知的 財産権研修会]	丸山修	岐阜県産業技術総合センター	講演
愛知	24.12.05	日本弁理士会東海会協力講座 名古屋市立大学 [教養教育課程－知的財産権入門－]	浅田信二	名古屋市立大学 山の畑キャンパス	講演
愛知	24.12.05	アグリビジネス創出フェア in 東海	知的財産支援委員	名古屋大学	展示会
愛知	24.12.06	アグリビジネス創出フェア in 東海	知的財産支援委員	名古屋大学	講演
愛知	24.12.07	あいち少年少女創意くふう展	安部誠	名古屋商工会議所	表彰式
愛知	24.12.12	日本弁理士会東海会協力講座 名古屋市立大学 [教養教育課程－知的財産権入門－]	廣江史典	名古屋市立大学 山の畑キャンパス	講演
愛知	24.12.19	日本弁理士会東海会協力講座 名古屋市立大学 [教養教育課程－知的財産権入門－]	阿出川豊	名古屋市立大学 山の畑キャンパス	講演
愛知	24.12.21	休日パテントセミナー in 名古屋	岡村祥有	名古屋商工会議所 3F 第5会議室	講演
愛知	24.12.21	半田市少年少女発明クラブにおける 知的財産授業	教育機関支援機構 運営委員	半田市少年少女発明クラブ	講演
大阪	24.12.19	知的財産特別授業	鈴木伸太郎 齊藤智和	大阪市立巽小学校	講演
大阪	24.12.07	パテントセミナー 2024 第11回「特許・実用新案入門」	萩森学	オンライン	講演
大阪	24.12.11	三会による大学生を対象とした 専門家講座 (大阪工業大学)	公認会計士 杉田完二 弁護士 佐々木崇人 黒川陽一	大阪工業大学 大宮キャンパス	講演
大阪	24.12.13	INPIT-KANSAI × 日本弁理士会関西会 × 大阪産業局オンラインセミナー [海外展開における商標権取得の ポイント]	鶴善一 (INPIT- KANSAI 知財戦略 エキスパート) 徳永弥生	オンライン	講演
大阪	24.12.17	MOBIO 知財セミナー (第3回) [ものづくり中小企業における「技術」を ブランド化するための戦略]	川瀬直樹 清野珠美 (地方独 立行政法人京都市 産業技術研究所 産業技術支援セン ター 製品化・人材 育成支援グループ 次席研究員)	クリエイションコア 東大阪南館	講演
兵庫	24.12.03	知的財産特別授業	渥美元幸 牧野仁美	丹波篠山市立西紀小学校	講演
兵庫	24.12.10	知的財産特別授業	八木まゆ 柴尾猛	神戸市立丸山ひばり小学校	講演
兵庫	24.12.16	知的財産特別授業	中野賢太 倉橋和之	西宮市立東山台小学校	講演
奈良	24.12.04	第81回 奈良県児童・生徒発明くふう展 表彰式	小野敦史	イオンモール大和郡山	その他
奈良	24.12.14	知的財産講座 [特許・実用新案入門+先行技術調査入門]	中西康文	奈良県立図書情報館	講演
和歌山	24.12.03	知的財産特別授業	東山香織 大濱徹	和歌山市立宮北小学校	講演
岡山	24.12.10	第88回岡山県児童生徒発明くふう展、 2024岡山県未来の科学の夢絵画展	田中秀明	テクノサポート岡山 1階大会議室	その他

2. 支援活動一覧表（12月分）

都道府県	開催年月日	イベント・セミナー名	講師 or 相談員氏名	会場	区分
岡山	24.12.19	令和6年度中四国地域スタートアップ・地域企業のための知財活用支援ネットワーク構築事業	福島芳隆	きびプラザ1F	その他
広島	24.12.24	令和6年度中四国地域スタートアップ・地域企業のための知財活用支援ネットワーク構築事業	松本文彦	光商工会議所研修室3	その他
愛媛	24.12	えひめビジネスインキュベーションスクール2024 実践塾	末光準	テクノプラザ愛媛本館2F 研修室	その他
高知	24.12.09 or 24.12.16	知財セミナー		高知工業高等専門学校	その他
熊本	24.12.11	第59回熊本県発明工夫展	下田正寛	熊本県庁地下大会議室	表彰式
鹿児島	24.12.17	知財セミナー	森田海幹	阿久根市民交流センター	講演
沖縄	24.12.01	第41回未来の科学の夢絵画展(県内展)	松本浩一郎	沖縄県立博物館・美術館	表彰式

常設知的財産相談室(無料)

※すべて予約制です。

東海会

☎ 052-211-3110

URL : <https://www.jpaa-tokai.jp/>

相談時間 : 月～金曜日 / 13:00～16:00

北海道会

☎ 011-736-9331

URL : <https://jpaa-hokkaido.jp/>

相談時間 :

毎週火曜日・金曜日 / 14:00～16:00

関西会

☎ 06-6453-8200

URL : <https://www.kjpaa.jp/>

相談時間 : 月～金曜日 / 10:00～12:00、

14:00～16:00

東北会

☎ 022-215-5477

URL : <https://www.jpaa-tohoku.jp/>

相談時間 : 毎週火曜日 / 13:00～16:00

中国会

☎ 082-224-3944

URL : <https://www.jpaa-chugoku.jp/>

相談時間 : 毎週水曜日 / 13:00～15:00

北陸会

☎ 076-266-0617

URL : <https://www.jpaa-hokuriku.jp/>

相談時間 :

※相談日はホームページをご覧ください。

四国会

☎ 087-822-9310

URL : <https://jpaa-shikoku.jp/>

相談時間 :

※相談日はホームページをご覧ください。

関東会

☎ 03-3519-2707

URL : <https://www.jpaa-kanto.jp/>

相談時間 : 月～金曜日 / 10:00～12:00、

14:00～16:00

九州会

☎ 092-415-1139

URL : <https://www.jpaa-kyusyu.jp/>

相談時間 : 毎週木曜日 / 10:00～12:00、

13:00～15:00

中小企業の知財を活かして成長を支援します！

【弁理士知財キャラバン】のご紹介

知財を経営に活かすコンサルティングスキルをもった弁理士が最大3回訪問して、共に課題を解決し業績アップを目指します。

●Point!

- ・費用は無料(日本弁理士会が負担します)。
- ・これまで150社以上の中小企業に対して支援を実施しています。



詳細はコチラ▶



問い合わせ先: 日本弁理士会 弁理士知財キャラバン 担当
E-mail: caravan@jpaa.or.jp

<https://www.jpaa.or.jp/activity/caravan>

お問い合わせやご送付先に変更がございました場合には 日本弁理士会 経営・支援室まで

電話 : 03 - 3519 - 2709 (直) FAX : 03 - 3519 - 2706

MAIL : shien@jpaa.or.jp

URL : https://www.jpaa.or.jp/support_activity/